

科目名	民法総則	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			国際観光学科	□必修 ■選択	
英文表記	Civil Law (general part)	開講年次	■1年 □2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな	さとう かつえ	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	佐藤 克枝	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	民法の基本原理や全体構造について学ぶとともに、民法全体に共通する事項を理解し、次年度以降に学習する物権法、債権総論、債権各論、親族・相続法履修の基礎を習得する。				
到達目標	この授業の単位を修得した場合、次のような知識・能力を習得できます。 1. 総則の条文を素早く引くことができ、意味について概要を説明することができる。 2. 総則に関する事例について、結論を理由をつけて説明することができる。 3. 民法の基本原理について概要を説明できる。 4. 法律行為について具体例を挙げて説明できる。				
授業概要	民法総則は、今後学んでいく民法全体に共通して適用されるルールです。共通ルールという性質上、抽象的な概念が出てきますが、本講義では、先ず民法とは何かを確認したのち、民法全体を概観して、可能な限り具体例を示しながら民法総則を学んでいきます。				
授業計画					
第1回	ガイダンス	第17回	代理の基本構造(1)代理のメカニズム		
第2回	民法の対象範囲・民法典の概要	第18回	代理の基本構造(2)代理行為に瑕疵があるとき		
第3回	民法の特徴—私的自治の原則	第19回	代理の基本構造(3)代理権の濫用等		
第4回	民法総則の性質と学習の順序	第20回	無権代理と表見代理(1)無権代理、表見代理序説		
第5回	債権法の概観・契約法の重点学習	第21回	表見代理(1)		
第6回	不法行為法の重点学習・債権総論の概観	第22回	表見代理(2)		
第7回	物権法の概観	第23回	無効・取消し(1)総説		
第8回	家族法の概観	第24回	無効・取消し(2)効果・追認		
第9回	意思表示と法律行為	第25回	条件・期限		
第10回	意思表示総論	第26回	住所・失踪		
第11回	意思表示各論(1)心裡留保	第27回	時効(1)総説・期間の計算		
第12回	意思表示各論(2)虚偽表示	第28回	時効(2)更新と完成猶予・援用		
第13回	意思表示各論(3)錯誤	第29回	時効(3)例題研究		
第14回	意思表示各論(4)詐欺・強迫	第30回	法人		
第15回	意思表示の効力	第31回	定期試験		
第16回	前半のまとめ・中間試験				
授業時間外の学習	1. 授業前には教科書の該当箇所必ず目を通してください。分からない用語は調べてノートにまとめておいてください。(2時間程度) 2. 単元毎に、前回講義内容の確認(まとめチェック)を行います。講義の復習をしっかりと行ってください。(2時間程度)				
履修条件 受講のルール	法律事例研究Ⅰの単位を修得済みであることを前提に講義を進めます。 教科書を必ず購入してください。また、適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には原則として配布しませんので、友人同士でコピーしてください。講義の際は、前回までに配布した資料を必ず持参して下さい。				
テキスト	尾島茂樹『民法総則』中央経済社				

参考文献・資料	池田真朗『スタートライン民法総論（第3版）』日本評論社、原田昌和ほか『民法総則』（日本評論社）、平野裕之『コア・テキスト民法Ⅰ 民法総則（第2版）』（新世社）、大村敦志『新基本民法第2版1 総則編』（有斐閣）、佐久間毅『民法の基礎1 総則（第4版）』（有斐閣）、内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論（第4版）』（東京大学出版会）、角紀代恵『コンパクト民法Ⅰ民法総則・物権法総論（第2版）』新世社、中田邦博ほか『新プリメール民法Ⅰ 民法入門・総則（第2版）』法律文化社 原田昌和ほか『民法①総則 判例30!』（有斐閣）
成績評価の方法	<p>【試験（中間40%、期末40%）、受講態度20%】</p> <p>上記評価項目を基にして総合的に判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席回数が規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。</li> <li>・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。</li> <li>・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。</li> </ul>
オフィスアワー	火曜日14:40～16:10・水曜日14:40～16:10
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	私は公務員として法務業務に携わり、コンプライアンスのほか、訴訟も担当しました。この授業をとおして、民法の基本の考え方が、実務の場面でどのように用いられるのかについても話したいと思います。
学生へのメッセージ	総則では、民法全体にかかわる原則を学習します。具体例をイメージしながら学習を進めましょう。わからないことは積極的に質問して下さい。